

# 行政監査報告書

平成18年度

(随意契約について)

佐賀県監査委員

目 次

第 1 監査テーマ	1
第 2 監査の目的	1
第 3 監査対象事務	1
第 4 監査の実施	1
1 監査の実施時期	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施方法	1
第 5 指摘事項及び意見	2 ~ 6
第 6 隨意契約の状況	7 ~ 13
第 7 個別監査結果	14 ~ 43
参考 隨意契約に関する法令等	44 ~ 47

## 第1 監査テーマ

随意契約について

## 第2 監査の目的

地方自治体における契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、一定の条件を満たす場合に限り行うことができるとしている。

これは、随意契約には、手続が簡略で、経費が少なくて済み、しかも相手方の技術、経験等能力を熟知の上契約できるというメリットがある一方、受注機会が広く与えられない、相手方が固定化し公正な取引を阻害するおそれがある、価格競争が働かないため契約金額が高止まりとなるなどのデメリットがあるためである。

今日の厳しい財政状況の下、行政手続の公正性の確保が強く要請される中、県においては、委託、物品購入、物品借入、工事請負など様々な契約において随意契約が行われているが、県全体としての統一的な把握はなされていない。

このため、随意契約について、実態を把握し、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、その課題を明らかにすることにより、より一層の契約事務の改善に資することとした。

## 第3 監査対象事務

平成17年度の一般会計及び企業会計における随意契約で次の歳出費目（節）に係るものを対象とした。

委託料

使用料及び賃借料

工事請負費

備品購入費

## 第4 監査の実施

### 1 監査の実施時期

平成18年9月～平成19年3月

### 2 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 随意契約の理由について
- (2) 予定価格の算定について
- (3) 随意契約の効果について

### 3 監査の実施方法

平成17年度の一般会計及び企業会計における「委託料」、「使用料及び賃借料」、「工事請負費」並びに「備品購入費」に係る随意契約について、件数及び金額、適用した根

拠条項、契約相手の継続状況、契約方法、単一業者との随意契約（以下「单一随契」という。）の理由、予定価格の算定根拠を分析するとともに、全216所属のうち118所属における随意契約について抽出監査を実施した。

## 第5 指摘事項及び意見

随意契約について、課題を明らかにし契約事務の改善に資するため監査を行ったが、以下、監査の着眼点に沿って、主な指摘事項及び意見を申し述べる。

### 1 随意契約の理由について

#### （1）根拠条項について

予定価格が総務大臣の定める額以上の随意契約は、地方自治法施行令によらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づき、より厳格に行われるべきところを、地方自治法施行令に基づき行ったものがあった。

出納局の審査においてもこの点を見過ごしていた。

出納局においては、厳格に審査を行うとともに、各所属に対し指導を徹底されたい。

注 地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約は、次の場合に限り行うことができることとなっている。（制度の詳細については、44pから47p参照）

地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項に該当する場合（予定価格が総務大臣の定める額以上である契約）

#### （2）单一随契の理由について

監査の結果、単に過去の実績や当該業務に精通していることをもって理由としたものがあった。

実績のある業者には安心して任せられるということは当然であるが、これを安易に認めると、永久に他の業者の参入機会を閉ざしてしまうこととなる。

また、特殊な業務であることや唯一の業者であることを理由としたものがあったが、客観的な根拠資料に乏しかった。

業者が代わっても支障なく業務が遂行できるよう、例えば具体的な仕様書や作業マニュアルを示すなどの工夫を行うこととした上で、できる限り、競争入札や見積合せなど、競争性の確保に努めるべきである。

客観性を高めるために、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのかの過程を具体的に記載すべきであり、その際、裏付けとなる客観的な資料を添付しておく必要がある。

### (3) 資格・登録制度の拡充について

特殊な業務委託で取扱業者が1者という理由により単一随契したものがあったが、同様の業務委託で別の所属では見積合せを行っていた。

建設工事、物品関係、庁舎等の維持管理業務については、あらかじめ資格を満たす業者が登録されているが、他の業務については登録されていない。このため、特殊な物品の購入や業務委託等の場合の業者調査は、各所属によりまちまちとなる。

今後、情報の共有のため、資格・登録の制度の拡充について、関係部局において調査検討されたい。

### (4) 県内1者の場合の競争性確保について

コンサルタント業者への業務委託で、県内に取扱業者が1者しかないということことで単一随契したものがあった。

県内に取扱業者が1者しかない場合は、競争性が全く働かないため、県外の業者を含めて競争性を確保することが必要である。

各所属においては、ローカル発注の方針との整合も検討の上、競争性の確保に務められたい。

### (5) プロポーザル契約について

随意契約をする場合に、プロポーザル方式をとったものがあった。

単なる価格競争ではなく、よりよい企画を採択できることから、プロポーザル方式には一定の意義が認められる。

一方、通常、プロポーザル方式の場合、予定価格を示してそれ以下の金額で企画を求めるため、価格競争が働くことなく、契約金額は高止まりとなる。

今後は、プロポーザル方式においても、企画の優劣のみで決定せざるを得ない場合を除き、広く公募によって提案を求めるとともに、審査項目に価格要素を取り入れ、企画と価格の両面で競争させることを検討されたい。

## 2 予定価格の算定について

### (1) 県の積算基準があるものについて

県の定めた単価を超えた金額で算定しているものがあった。

県において単価や積算基準等を設定しているものについては、遵守されたい。

### (2) 県の積算基準がないものについて

単一業者の見積のみで予定価格を算定していたもの、見積に詳細内訳の記載がないなど積算根拠が明確でないものがあった。

随意契約は、見積合せであっても入札の場合と比べて業者数が少なく、特に単一随契では、1者から見積を取り、それが予定価格の範囲内であれば直ちに契約金額となり価格競争が働くないため、予定価格の根拠とした算定方法の妥当性が重要である。

県の単価や積算基準がない場合は、複数の業者から見積書を取るとともに、市場価格等を参考にするなどして、予定価格を算定すべきである。

特殊技術等により単一随契とせざるを得ない場合には、妥当な予定価格の算定が困難な面もあることから、契約相手方から詳細な見積書をとること、同種、同等の事例を調査すること、第三者の専門家のアドバイスを受けること等、予定価格の算定方法について、検討されたい。

### 3 隨意契約の効果について

#### ( 1 ) 隨意契約の業務の限定について

競争に付することのできる業務を併せて随意契約し、受託者がその一部を再委託していたものがあった。

また、単一随契で、技術的に他ではできないとの理由による場合や、他にはさせられないとの理由による場合は、論理的に再委託はあり得ないものである。

契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、厳格な判断のもと、限定的に行わなければならぬことを常に念頭に置き、競争性を確保できる部分は、切り離して競争入札を行うよう改善されたい。

契約相手を選定した理由と矛盾して、委託契約書に再委託の条項を安易に設けないよう留意されたい。

#### ( 2 ) 繼続事業について

毎年、同じ業者と単一随契していたものの中で、契約締結時期が遅延するなど、契約事務が疎かにされており不適正なものがあった。

また、状況が変わっているのに、長年、同一条件で事業を継続していたものがあった。

契約の重要性を再認識し、契約事務は、適正に行われたい。

継続事業については、いったん設定された条件が常に正当であり続けるものではないので、毎年度、競争性の確保の観点から見直しを行い、その過程を明確にされたい。

### 4 その他個別分野における随意契約について

#### ( 1 ) 情報システム関係について

情報システムの改修や保守点検については、開発した業者と単一随契したものが多く見られた。これまで開発したシステムについては、原課において著作権及びドキュメント（システムの仕様書、運用マニュアル）の管理が十分になされていないため、開発業者でないとシステム改修や保守点検ができないものが多い状況となっている。

また、情報システム関係については、どういう理由で随意契約できるのか、原課では判断が困難な場合が多く、随意契約の理由の書き方に不十分なものがあった。

統括本部においては、予算要求段階の際のCIO査定、契約の事前承認の起案前に行うCIO協議を一層徹底し、原課において開発するシステムの著作権及びドキュメント

の管理の徹底、契約の方法及び随意契約の理由についても的確に指導されたい。

保守点検業務を単一随契とせざるを得ない場合は、トータルコストを下げるため、システム調達の際に、保守点検経費を含めた競争入札により業者を選定し、複数年契約とすることを検討されたい。

保守業務で年間契約しているものについては、コスト削減のため、年間契約とせず障害時対応にできないか、検討されたい。

#### ( 2 ) 設備類の保守点検委託について

情報システム以外の設備類の保守点検業務についても単一随契が多く見られた。

単一随契の理由は、特殊な設備類であるため代理店でないと保守点検ができないとするものが大半であった。これらの設備類を調達すると毎年多額の保守点検経費を負担することとなるため、いかにして削減するかが重要である。

保守点検業務のみを切り離して、競争により委託できないか検討されたい。

保守点検業務で単一随契とせざるを得ない場合は、トータルコストを下げるため、設備類の調達の際に、保守点検経費を含めた競争入札により業者を選定し、複数年契約とすることを検討されたい。

保守業務で年間契約しているものについては、コスト削減のため、年間契約とせず障害時対応にできないか、検討されたい。

#### ( 3 ) 公益法人との契約について

公益法人と締結した随意契約の中で、民間でも実施可能な業務があり、競争に付することができると思われるものがあった。

国からも「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日)において、第三セクター等との随意契約の見直しを要請されていることから、特に、公益法人との随意契約については、委託する業務の見直しを行われたい。

#### ( 4 ) CSO との契約について

監査の結果、特に不適切な契約はなかった。

県では、平成18年度に協働化テストを実施し、県の全業務について県民満足度を高めるために最もふさわしい扱い手は誰なのかなど、広く県民と意見交換を行い、検討している。この取組の結果、今後、一層、CSOへの業務委託が増えるものと思われる。

CSOへの業務委託に当たっては、県民協働指針にあるように、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約は、あくまで例外的なものであることから、委託事業を実施できるCSOが複数存在する場合は、競争入札や企画提案方式で委託先を決定するよう、留意されたい。

注 CSO とは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略。  
NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含む。

## 5 県の制度改正等について

県では、公共調達システム改革アクションプログラムにより、平成19年4月1日以降、予定価格が一定金額（建設工事関連業務以外の委託契約は100万円、借入契約は80万円、物品調達契約は160万円、印刷物発注は250万円）を超える契約については、原則、条件付一般競争入札とし、これらについて随意契約によらざるを得ない場合は、理由を厳格に判断することとし、判断が困難な場合においては契約の事前承認の起案前に各本部の企画・経営グループと会計課に協議させ審査することとした。

しかし、建設工事及び建設工事関連の委託に係る随意契約は、この事前協議の制度では対象外とされており、別途進められている公共工事に係る入札契約制度の改正においても組み込まれていない。

出納局及び県土づくり本部においては、建設工事及び建設工事関連の委託に係る随意契約についても事前協議とするよう、検討されたい。

出納局及び各本部の企画・経営グループにおいては、随意契約の事前協議における審査について、厳正な運用に努められたい。

各所属においては、事前協議を行わない随意契約について、自ら責任をもって厳格に処理されたい。また、出納局においても支出負担行為協議における審査は、厳格に行われたい。

現地機関において随意契約に係る支出負担行為を行う場合には、委任出納員（企業会計の所属にあっては企業出納員）は、随意契約の理由に該当するかどうかについて、一層厳格な判断を行われたい。また、出納局は、委任出納員への指導を行われたい。

## 6 まとめ

以上、述べてきたが、当然のことながら契約事務は、法令、規則、要綱等に基づき行われるべきものである。県においてコンプライアンスの確立が進められている中、改めて各所属においては、厳格に処理するよう契約事務を見直されたい。

また、出納局及び関係部局においては、一層適正な契約事務を確保するために、これまで述べてきたこと及び国からの通知文等を踏まえ、県民の視点に立って、より厳格、具体的な基準等を定めて各所属を指導されたい。

これらの取組を通じて、契約事務が適正に行われることにより、公正性及び県予算の効率的執行が確保されるよう期待するものである。

なお、個別監査結果については、第7（14p以降）に記載している。

## 第6 隨意契約の状況

平成17年度の一般会計及び企業会計における「委託料」、「使用料及び賃借料」、「工事請負費」並びに「備品購入費」に係る随意契約について、件数及び金額、適用した根拠条項、契約相手の継続状況、契約方法、単一隨契の理由、予定価格の算定根拠について分析した。(随意契約に関する法令等については、44pから47p参照)

その結果、

委託に係るものが、件数及び金額ともに最も多い。

適用した根拠条項は、1号(予定価格が規則で定める額以下のもの)を除けば、第2号(契約の性質、目的が競争入札に適しないもの)によるものが圧倒的に多い。

契約相手の継続状況は、毎年度異なるものが半数以上あり、5年以上同一のものが、一般会計で3割を占める。

単一隨契したものが半数以上である。

単一隨契の理由は、「取扱店一店」が最も多く、次に「専門性」「過去の実績」と続いている。

予定価格の算出根拠は、県積算基準によるものが半数を占める。

といったことが明らかとなった。詳細については、下記のとおりである。

なお、国からも行政改革の推進に向け、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施する目的で、随意契約に関する統計の調査の指示があつてあり、今後、出納局においては、具体的な状況を把握し、改善に努められたい。

### 1 隨意契約の件数及び金額

随意契約の費目別状況は、次のとおりであった。

一般会計

(単位:件、円、%)

費目 (節)	総契約 件数 A	総契約 金額 B	随意契約件数		随意契約金額	
			C	D(C/A)	E	F(E/B)
委託料	8,226	14,477,971,468	(51.7)	6,704	81.5	(71.6)
使用料及び賃借料	4,124	1,776,061,105	(31.2)	4,038	97.9	(14.0)
工事請負費	3,393	56,372,984,918	( 4.3)	553	16.3	( 9.3)
備品購入費	1,819	1,456,027,557	(12.8)	1,663	91.4	( 5.1)
計	17,562	74,083,045,048	(100.0)	12,958	73.8	(100.0)
						16.0

注 C欄及びE欄の( )書は、構成比

## 企業会計

(単位：件、円、% )

費目 (節)	総契約 件数 A	総契約 金額 B	随意契約件数		随意契約金額	
			C	D(C/A)	E	F(E/B)
委託料	177	725,672,248	(61.4)	167	94.4	(80.6)
使用料及び賃借料	35	100,006,538	(12.9)	35	100.0	(12.9)
工事請負費	20	78,071,700	( 4.0)	11	55.0	( 4.0)
備品購入費	106	440,695,388	(21.7)	59	55.7	( 2.5)
計	338	1,344,445,874	(100.0)	272	80.5	(100.0)
					776,996,722	57.8

注 工事請負費については、佐賀県立病院好生館事業会計は建設工事費、佐賀県工業用水道事業会計は建設改良費

備品購入費については、佐賀県立病院好生館事業会計は資産購入費

C欄及びE欄の( )書は、構成比

一般会計では、金額ベースで、委託料の 58.5%、使用料及び賃借料の 93.4%、工事請負費の 1.9%、備品購入費の 41.7%を随意契約が占めていた。

また、随意契約は、委託に係るものが最も多く、随意契約全体のうち、件数で 51.7%、金額で 71.6%を占めていた。

企業会計では、金額ベースで、委託料の 86.4%、使用料及び賃借料の 100%、工事請負費の 39.7%、備品購入費の 4.4%を随意契約が占めていた。

また、随意契約は、委託に係るものが最も多く、随意契約全体のうち、件数で 61.4%、金額で 80.6%を占めていた。

## 2 随意契約とした根拠別の件数及び金額

随意契約により処理することのできる要件を規定している地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の根拠別の件数及び金額は、次のとおりであった。

(随意契約に関する法令等については、44p から 47p 参照)

## 一般会計

(単位：件、円、% )

根拠条項	件数(構成比)	金額(構成比)
1号 予定価格が規則で定める額以下の場合	11,595( 89.5)	2,077,879,211( 17.6)
2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合	1,314( 10.1)	9,264,760,426( 78.4)

3号 障害者施設で製作された物品を 買い入れる場合等	0( 0.0)	0( 0.0)
4号 知事の認定した業者が生産した 新商品を買い入れる場合	0( 0.0)	0( 0.0)
5号 緊急の必要により競争入札がで きない場合	3( 0.0)	5,418,000( 0.1)
6号 競争入札に付することが不利な 場合	23( 0.2)	270,191,675( 2.3)
7号 時価に比して著しく有利な価格 で契約できる場合	17( 0.1)	71,631,599( 0.6)
8号 競争入札に付し入札者がいない 場合、又は落札者がいない場合	6( 0.1)	133,791,000( 1.1)
9号 落札者が契約を締結しない場合	0( 0.0)	0( 0.0)
計	12,958(100.0)	11,823,671,911(100.0)

### 企業会計

(単位：件、円、%)

根拠条項	件数(構成比)	金額(構成比)
1号 予定価格が規則で定める額以下 の場合	199( 73.2)	52,843,094( 6.8)
2号 契約の性質又は目的が競争入札 に適しないものである場合	57( 20.9)	721,165,572( 92.8)
3号 障害者施設で製作された物品を 買い入れる場合	0( 0.0)	0( 0.0)
4号 知事の認定した業者が生産した 新商品を買い入れる場合	0( 0.0)	0( 0.0)
5号 緊急の必要により競争入札がで きない場合	16( 5.9)	2,988,056( 0.4)
6号 競争入札に付することが不利な 場合	0( 0.0)	0( 0.0)
7号 時価に比して著しく有利な価格 で契約できる場合	0( 0.0)	0( 0.0)
8号 競争入札に付し入札者がいない 場合、又は落札者がいない場合	0( 0.0)	0( 0.0)
9号 落札者が契約を締結しない場合	0( 0.0)	0( 0.0)
計	272(100.0)	776,996,722(100.0)

一般会計では、第1号及び第2号でほとんどを占めている。

第1号によるものは、件数は89.5%で最も多く、金額は17.6%で2番目に多い。

第2号によるものは、件数は10.1%で2番目に多いが、金額は78.4%と最も多い。

企業会計でも、第1号及び第2号でほとんどを占めている。

第1号によるものは、件数は73.2%で最も多く、金額は6.8%で2番目に多い。

第2号によるものは、件数は20.1%で2番目に多いが、金額は92.8%と最も多い。

### 3 隨意契約の状況等

#### (1) 契約の相手方

随意契約の相手方の継続の状況は、次のとおりであった。

契約相手の継続性	(単位:件、%)
1 毎年度異なる	3,410 ( 53.7)
2 2~4年同一相手	949 ( 14.9)
3 5年以上同一相手	1,997 ( 31.4)
計	6,356 (100.0)

注 長期継続契約及び1件当たり10万円以下の契約を除く。

#### 企業会計 (単位:件、%)

契約相手の継続性	(単位:件、%)
1 每年度異なる	85 ( 43.6)
2 2~4年同一相手	24 ( 12.3)
3 5年以上同一相手	86 ( 44.1)
計	195 (100.0)

注 長期継続契約及び1件当たり10万円以下の契約を除く。

一般会計では、毎年度異なるものが3,410件(53.7%)、2年~4年同一相手であるものが949件(14.9%)、5年以上同一相手であるものが1,997件(31.4%)である。

企業会計では、毎年度異なるものが85件(43.6%)、2年~4年同一相手であるものが24件(12.3%)、5年以上同一相手であるものが86件(44.1%)である。

## ( 2 ) 契約の方法

随意契約の方法は、次のとおりであった。

### 一般会計

( 単位 : 件、 % )

契 約 の 方 法	件 数 (構成比)
1 見積合せ	3,043 ( 47.3 )
2 プロポーザル	79 ( 1.2 )
3 単一業者からの見積(単一隨契)	1,847 ( 28.7 )
4 その他単一隨契(見積書不要)	1,470 ( 22.8 )
計	6,439 (100.0)

注 1 件当たり 10 万円以下の契約を除く。

### 企業会計

( 単位 : 件、 % )

契 約 の 方 法	件 数 (構成比)
1 見積合せ	87 ( 44.4 )
2 プロポーザル	0 ( 0.0 )
3 単一業者からの見積(単一隨契)	104 ( 53.1 )
4 その他単一隨契(見積書不要)	5 ( 2.5 )
計	196 (100.0)

注 1 件当たり 10 万円以下の契約を除く。

一般会計では、見積合せをしたものが 3,043 件 ( 47.3 % ) プロポーザル等によるものが 79 件 ( 1.2 % ) 単一業者からの見積によるものが 1,847 件 ( 28.7 % ) 現在の契約相手方が有利としたものが 9.8 % 、その他(見積書を必要としないもの)が 1,470 件 ( 22.8 % ) である。

なお、単一隨契したものは、 51.5 % である。

企業会計では、見積合せをしたものが 87 件 ( 44.4 % ) 単一業者からの見積によるものが 104 件 ( 53.1 % ) その他(見積書を必要としないもの)が 5 件 ( 2.5 % ) である。

なお、単一隨契したものは、 55.6 % である。

## ( 3 ) 単一隨契の理由

単一隨契をした理由は、次のとおりであった。

### 一般会計

( 単位 : 件、 % )

单 一 隨 契 の 理 由	件 数 (構成比)
1 専門性	768 ( 23.2 )
2 過去の実績	164 ( 5.0 )
3 取扱店一店	880 ( 26.5 )

4 緊急性	44 ( 1.3)
5 定価販売品	35 ( 1.1)
6 前回の納入単価での納入を了承	8 ( 0.2)
7 現在の契約相手方が有利 (他に履行させることが不利)	326 ( 9.8)
8 その他	1,092 ( 32.9)
計	3,317 (100.0)

注 1件当たり10万円以下の契約を除く。

#### 企業会計

( 単位 : 件、 % )

単一隨契の理由	件数(構成比)
1 専門性	10 ( 9.2)
2 過去の実績	11 ( 10.1)
3 取扱店一店	48 ( 44.0)
4 緊急性	19 ( 17.4)
5 定価販売品	3 ( 2.8)
6 前回の納入単価での納入を了承	1 ( 0.9)
7 現在の契約相手方が有利 (他に履行させることが不利)	10 ( 9.2)
8 その他	7 ( 6.4)
計	109 (100.0)

注 1件当たり10万円以下の契約を除く。

一般会計では、取扱店一店としたものが26.5%、契約相手方の専門性としたものが23.2%、現在の契約相手方が有利としたものが9.8%、過去の実績としたものが5%である。

企業会計では、取扱店一店としたものが44%、緊急性としたものが17.4%、過去の実績としたものが10.1%、契約相手方の専門性としたものが9.2%である。

#### ( 4 ) 予定価格の算定根拠

予定価格の算定根拠は、次のとおりであった。

#### 一般会計

( 単位 : 件、 % )

予定価格の算定根拠	件数(構成比)
1 県積算基準	1,264 ( 54.6)
2 複数業者から見積書を徴し市場価格を 調査の上算定	134 ( 5.8)

3 単一業者から見積書を徴しその価格で算定	215 ( 9.3)
4 その他の積算基準等を適用 (取引事例、値引率、土地評価額等)	702 ( 30.3)
計	2,315 (100.0)

企業会計 (単位: 件、 % )

予定価格の算定根拠	件 数 (構成比)
1 県積算基準	8 ( 9.6)
2 複数業者から見積書を徴し市場価格を調査の上算定	0 ( 0.0)
3 単一業者から見積書を徴しその価格で算定	4 ( 4.8)
4 その他の積算基準等を適用 (取引事例、値引率、土地評価額等)	71 ( 85.6)
計	83 (100.0)

一般会計では、県積算基準によるものが 54.6%、その他の積算基準等が 30.3%、单一業者から見積書を徴してその価格で算定したものが 9.3% である。

企業会計では、その他の積算基準等によるものが 85.6%、県積算基準によるものが 9.6%、单一業者から見積書を徴してその価格で算定したものが 4.8% である。

## 第7 個別監査結果

### 1 隨意契約の理由について

#### (1) 根拠条項について

契 約 名 佐賀県情報系ネットワーク機器保守業務委託契約  
( 情報・業務改革課 )

契約内容 情報系ネットワーク機器の保守業務委託

契約金額 58,312,800円

指摘事項 予定価格が総務大臣の定める額（電子計算機サービス及び関連のサービスにあっては、3,200万円）以上の随意契約は、地方自治法施行令によらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づき、より厳格に行われるべきところを、地方自治法施行令に基づき行っていた。

契 約 名 平成17年度佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託契約  
( 情報・業務改革課 )

契約内容 パーソナルコンピュータ等の運用・保守支援業務委託

契約金額 52,657,437円

指摘事項 同上

契 約 名 電子計算機周辺機器賃貸借契約  
( 情報・業務改革課 )

契約内容 汎用コンピュータシステムで使用する電子計算機の磁気テープ装置等の賃貸借

契約金額 88,585,956円

指摘事項 同上

契 約 名 ページプリンタ装置等の賃貸借に関する契約 ( 情報・業務改革課 )

契約内容 汎用コンピュータで使用する大型プリンタ等の賃貸借

契約金額 34,304,760円

指摘事項 同上

契 約 名 端末機の賃貸借契約  
( 情報・業務改革課 )

契約内容 財務オンラインシステム、給与オンラインシステムの端末機の賃貸借

契約金額 32,269,208円

指摘事項 同上

契約名	サーバ機器等の賃貸借契約	(情報・業務改革課)
契約内容	電子県庁システムと、ホストコンピュータで業務を行っている税総合システムとの連携を図るための連携システムに必要なサーバ機器（通信サーバ、連携サーバ、周辺機器、ソフトウェア）の賃貸借	
契約金額	42,337,260円	
指摘事項	同上	

(2) 単一隨契の理由について

契約名	運用SE業務委託契約	(情報・業務改革課)
契約内容	大型電算機を使ったシステムの軽微な変更や電算処理のたびに処理条件等のデータを電算機に指示する業務と、特定の所属で運用しているパソコンシステムの支援業務の委託	
契約金額	17,685,360円	
隨契理由	業務に必要な運用SEの条件として、 汎用コンピュータに関する高い技術水準を有すること 富士通の汎用コンピュータが操作できること 常駐が可能など 等があげられる。	
	このため、契約対象者としては、佐賀市内に本・支店を有し、富士通の汎用コンピュータの操作及び同コンピュータシステムの高度運用に習熟している企業が対象となる。以上の条件を満たすものとしては、既存システムの改修を手がけ、各システムに精通しているA社のみであり、また、佐賀県における過去の開発システムの納入実績及び運用業務の実績等を考慮して、A社を相手とする、単一随意契約とする。	
	なお、佐賀県における過去の開発システム等の納入実績、システム開発へのSE派遣、システムの変更実績、また、現在本県で行っているオペレーション業務委託の受注等の実績があり、その業務結果も良好である。	
指摘事項	単一隨契の理由が不十分である。 多数の関係企業の中から、条件を満たすものとして単一の業者を選定した処理の過程が明確ではない。	

契約名	電子計算機操作業務委託契約	(情報・業務改革課)
契約内容	大型電算機の操作についての業務委託で、人材の派遣委託	
契約金額	17,388,000円	
隨契理由	電子計算機の操作業務とは、主に、システムの担当者からコンピュータ処理の指示を受けて、コンソール端末からホストコンピュータへ	

直接処理命令を与え、リスト等出力された結果を担当者に渡す業務であるが、この業務を円滑に履行するためには、県が導入している富士通製コンピュータに精通しているオペレータを多数有し、また、業務時間外の緊急時の対応を容易に行うため、事務所が県庁の近郊にある必要がある。

このような業務について社員の派遣を行い、以上の要件を満たすのは、A社だけである。

また、昭和62年1月以降、A社と委託契約を締結しているが、業務の履行状況は大変良好である。

指摘事項 同上

契約名 アクセスシステム改修業務委託契約 (情報・業務改革課)

契約内容 パソコンシステムに運用業務を越えたような大規模な改修が必要になったものについて、その改修作業を委託

契約金額 5,140,275円

随契理由 今回改修を行うアクセスシステムについては、別途A社と契約締結している「運用SE業務委託契約」にて保守・障害対応を実施している。

今回の改修業務については、その委託内容の範囲を超えるものであるため、別途契約を締結するものであるが、スムーズな改修及び改修後の適正な保守・運用のために、現システムについて保守・障害対応を行い、これらの各システムに精通しているA社と单一随契する。

指摘事項 同上

契約名 佐賀県情報系ネットワーク機器保守業務委託契約

(情報・業務改革課)

契約内容 情報系ネットワーク機器の保守業務委託

契約金額 58,312,800円

随契理由 委託業者は、本県のネットワークで使用されている機器についての専門的知識とネットワーク全体の構成や設定情報を十分に理解している業者でなければならない。

競争入札の場合、本県ネットワーク構成やネットワークで利用している機器の種類といった本県のネットワークに関する情報を仕様書として、入札等に参加する業者に提示する必要があるが、これらの情報は、本県情報系ネットワークの根幹をなす部分であり、委託業者以外に提示することはセキュリティ上好ましくない。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

上記理由 については、本県のネットワークで使用されている機器、

ネットワーク全体の構成や設定に関する情報が適正に提供されれば、他の事業者であっても十分理解できると思われるが他の事業者では対応できないことを確かめた上で記載されたものではない。

については、入札等に参加する事業者に守秘義務を課すことによりスクを回避できると考えられる。

契約名 平成17年度佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託契約  
(情報・業務改革課)

契約内容 パーソナルコンピュータ等の運用・保守支援業務委託

契約金額 52,657,437円

随契理由 委託業者には、Windows 製品等に関する専門的知識、障害発生時には切り分けを行い、パソコンの分解・修理等ができる技量、各種ウイルスへの感染に臨機に対応できる知識と技量、パソコンを利用する各システム構成に熟知し、整理された資産管理データ、過去の障害解決等のノウハウの蓄積等が求められる。

委託業者が代わった場合、蓄積したノウハウがなく、障害への対応に多大な時間を要し、業務に支障を生ずる。また、年度初めの機構改革、人事異動に伴う多くの台数のパソコンの速やかな設定変更作業に対応できない。

競争入札の場合、本県 IP アドレスの構成等、セキュリティ情報を入札等に参加する業者に提示する必要があるが、委託業者以外に提示することはセキュリティ上好ましくない。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

上記理由 、 については、他の事業者では対応できないということを確かめた上で記載されたものではない。

については、入札等に参加する事業者に守秘義務を課すことによりスクを回避できると考えられる。

契約名 佐賀県情報系ネットワーク運用管理業務委託契約  
(情報・業務改革課)

契約内容 佐賀県情報系ネットワークの運用管理業務委託

契約金額 18,322,500円

随契理由 委託業者は、本県のネットワークで使用されている Cisco の製品群、インターネットサーバとしての Unix 等及び Windows 製品についての専門的知識を有する事業者でなければならない。

不正アクセス、工事・停電等のネットワークトラブル等に早急に対応できるためには、本県ネットワークの構築の実績があり、ネットワーク構成等を熟知し、トラブル対応の経験の積み重ねが必要で

ある。

競争入札の場合、本県ネットワーク構成や不正アクセス等を規制するファイアウォールや侵入検知システムの機器の設定情報等を仕様書として、入札等に参加する業者に提示する必要があるが、これらの情報は、本県情報系ネットワークの根幹をなす部分であり、委託業者以外に提示することはセキュリティ上好ましくない。

指摘事項 同上

契 約 名 九州新幹線西九州ルート広報用ポスター、説明用冊子の企画・制作  
業務委託契約  
( 危機管理・広報課 )

契約内容 広報用ポスター、冊子の制作委託

契約金額 3,465,525円

隨契理由 九州新幹線西九州ルートについては、佐賀県、長崎県、福岡県の3県で建設促進期成会を結成しており、統一したイメージのもと広報活動を行う必要があり、先行して広報活動を行っている長崎県の広報活動を受託し、新幹線広報のノウハウを有する業者と随意契約する。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

この委託業務は、3県の共同事業ではなく、各県事情が異なる中で、佐賀県民の理解を深めるための広報資料を作成するものである。

このため必要な資料を業者に提供して、県と協議しながら作成するものであり、同社が長崎県からの受託実績を有するからといって、他社ではできないほどのノウハウを有しているとは考えられない。

契 約 名 佐賀県認知症高齢者グループホーム管理者研修事業委託契約  
( 長寿社会課 )

契約内容 認知症高齢者グループホーム管理者研修の委託

契約金額 1,363,000円

隨契理由 本研修は、統括的にグループホームを管理運営していくための専門的な知識と技術の習得を目指している。

A協会佐賀県支部会は、平成15年にグループホーム事業の拡大・拡充に寄与することを目的として設立され、以来、認知症高齢者のケア・サービス向上のための調査・研究に取り組み、県内外から講師を招いて研修事業を実施するなど積極的に活動している。

また、本県における唯一のグループホーム事業者組織であり、事業者相互の連携や情報交換を通じてグループホーム運営に関する専門的な知識や技術及び研修に必要な組織や人材を有しており、当該事業を適切に履行できる団体は他にはない。

指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 当該事業を適切に履行できる団体は他にはないということを单一随契の理由にしているが、どういう条件を示し、どういう方法で調査した結果、他にはなかったという風に、具体的、客観的に記載すべきである。
契約名	冷暖房設備保守点検業務委託契約 (唐津保健福祉事務所)
契約内容	事務所に設置している冷暖房設備の保守点検作業を各運転時期の前中後に実施する。
契約金額	1,053,150円
隨契理由	冷暖房の保守点検には、設置機種に応じた特殊な技術を要する作業が含まれてあり、安全確実な業務を提供できるのは、製造元のみである。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 他に業務を実施できる業者があるのか調査のうえ、競争性を確保すべきである。
契約名	X線直接撮影装置定期点検業務委託契約 (伊万里保健福祉事務所)
契約内容	X線直接撮影装置の定期点検、部品交換
契約金額	168,000円
隨契理由	当所のX線装置は日立製品である。保守点検に当たっては、購入先に依頼する方が機器に対する情報を有するため、適切な作業ができる。 また、他業者では取扱いも困難で点検料が高くなる。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 他業者では困難な理由を具体的、客観的に記載すべきである。代理店証明も添付されていない。
契約名	X線自動現像装置保守点検業務委託契約 (伊万里保健福祉事務所)
契約内容	X線自動現像装置の点検、清掃、部品交換
契約金額	378,000円
隨契理由	当所の自動現像装置は富士製品である。保守点検に当たっては、購入先に依頼する方が機器に対する情報を有するため、適切な作業ができる。また、他業者では取り扱っている製品のメーカーが違うため、適切な保守点検ができるか不安である。
指摘事項	同上

契約名 オートカセッテ点検業務委託契約 (伊万里保健福祉事務所)  
契約内容 オートカセッテの点検、分解、調整、清掃、注油  
契約金額 163,800円  
隨契理由 当所のオートカセッテは富士製品である。保守点検に当たっては、購入先に依頼する方が機器に対する情報を有するため、適切な作業ができる。また、他業者では取り扱っている製品のメーカーが違うため、適切な保守点検ができるか不安である。  
指摘事項 同上

契約名 給食業務委託契約 (総合福祉センター)  
契約内容 給食業務の委託  
契約金額 6,675,000円  
隨契理由 1人当たり1日3食(婦人一時保護所、児童一時保護所、くすのみ園は昼食のみ)を入所者数に応じて提供しなければならない。材料の調達、栄養、調理、衛生及び管理等、内容が複雑であり他に対応できる業者がいない。  
また、委託先は、センター設置以来、業務を良好に実施している。  
さらに、子供の成長に食品が非常に大切だといわれている中、冷凍食品はほとんど使用せず、新鮮な魚、野菜等を使用し、調理内容にも工夫、努力されている。  
指摘事項 単一随契の理由が不十分である。  
開設当時からの受託業者と随意契約がなされているが、委託業者を広く公募することによって希望業者の参加も見込めると考える。  
また、業者の選定に当たっては、特記仕様書に委託内容を細かに定めることにより、献立内容や実際の給食などを提出させ、コンペ方式による業者決定が可能と考える。

契約名 平成17年度庁舎警備業務委託契約 (食肉衛生検査所)  
契約内容 庁舎警備業務の委託  
契約金額 478,800円  
隨契理由 A社は、当検査所と同一敷地内に隣接する畜産公社と警備委託の契約を締結し、公社設置の守衛室に警備員を24時間常駐させて警備を行っている。そのため、時間外の病畜連絡は警備員が連絡を受け公社職員に連絡されている。検査所においても時間外の病畜連絡は必要であり、A社と契約することで可能となる。また、火災報知器についても守衛室に通報される仕組となっている。  
したがって、A社との契約が限定される。

**指摘事項** 単一随契の理由が不十分である。  
時間外における、畜産公社から食肉衛生検査所への病畜検査依頼の電話連絡は、本来、畜産公社の職員が、食肉衛生検査所の職員にすべきものである。現在、畜産公社の警備会社が電話連絡していることをもって、食肉衛生検査所の警備会社を同一の会社とする理由とはなり得ない。

**契約名** 伊万里総合庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託契約  
(伊万里農林事務所)  
**契約内容** 自家用電気工作物保安管理業務委託  
**契約金額** 318,024円  
**隨契理由** 緊急時等に迅速に対応できる業者として、近傍地に営業所を設置している業者は、当団体以外にないため。  
**指摘事項** 単一随契の理由が不十分である。  
近傍(武雄、唐津)の総合庁舎では、見積合せの随意契約がなされている。

**契約名** 保育事業 有明地区 第2号工事請負契約 (武雄農林事務所)  
**契約内容** 保安林整備(下刈り作業 面積 0.9ha)  
**契約金額** 210,000円  
**隨契理由** 森林組合は、森林施業に関し、専門的知識及び経験を持った技術職員を有している。  
森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林が持っている公益的機能の適正な存続及び森林の生産力の増進を担っており、県の補完的な役割を果たしていることから、今後とも育成・強化する必要がある。  
以上の理由から、請負金額も安いことから、地元の森林組合と隨契したい。  
**指摘事項** 単一随契の理由が不十分である。  
近傍地の森林組合同士で、見積合せによる随意契約を実施すべきである。

**契約名** 排水機場等電気工作物保安管理業務委託契約 (佐賀土木事務所)  
**契約内容** 管内の17排水機場の定期的点検及び電気事故発生時の応急措置並びに事故原因の探求の協力及び臨時点検等の実施  
**契約金額** 4,293,324円  
**隨契理由** 電気事業法施行規則に定める委託契約者としての要件を満たしていること、災害等緊急時に早急な対応ができる体制を整備していること

	などの要件を満たしているのは、当協会のみである。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 同様の業務のできる団体として、数団体があることから、比較検討し具体的な理由を記載すべきである。
契 約 名	ダム管理所自家用電気工作物保安管理業務委託契約 ( 西部地区ダム事務所 )
契約内容	受電設備（県内 11 ダム）の保安管理業務委託
契約金額	1,845,900 円
隨契理由	電気事業法による自家用電気工作物の保安業務は、機器に精通し確実な点検及び緊急時の故障対応にも迅速、適確に対処し、ダムの安全管理を確保できる業者と契約したい。
指摘事項	同上
契 約 名	ダム管理所自家用発電機設備点検業務委託契約 ( 西部地区ダム事務所 )
契約内容	自家用発電機設備（県内 11 ダム）の点検業務委託
契約金額	1,685,250 円
隨契理由	当該装置は、汎用性のない特殊な機器のため、装置に精通し確実な点検及び緊急時の故障対応にも迅速、適確に対処し、ダムの安全管理を確保できる業者と契約したい。
指摘事項	同上
契 約 名	ダム管理所空調設備保守点検業務委託契約 ( 西部地区ダム事務所 )
契約内容	空調設備（県内 11 ダム管理所）の保守点検業務委託
契約金額	1,617,840 円
隨契理由	各ダム管理所の空調設備は各種メーカーが混在することから、空調設備に精通した確実な点検及び緊急時の故障対応にも迅速、適確に対処できる業者と契約したい。
指摘事項	同上
契 約 名	佐賀県公舎機械警備業務委託契約 ( 総務法制課 )
契約内容	佐賀県公舎の機械警備業務委託
契約金額	756,000 円
隨契理由	入居者は、現在の機種に慣れており、機種が変更されると、万一の場合に対処不能又は対応が遅れるなどの可能性があること。 業者が変わることにより、機器設置の変更が必要となり、その場合、前業者の無線機器を撤去後、新たに設置作業に入るため最低で

も2日間警備不能状態となり、公舎管理上支障を来たす恐れがあること。

現在、非常ボタンを押すと無条件で警察官が公舎に向かうよう、警備会社と警察署の間で取り決めをしているが、この調整作業を新たにしなければならず、調整作業期間に万一のことが起こった場合警察への通報が遅れ、事態を悪化させる恐れがあること。

複数の警備会社に公舎の間取りが知られ、万一の場合、その責任所在が不明瞭となる。

以上により、継続的かつ安定的に機械警備を持続させるため、平成15年度から機械警備を委託している業者から見積書を徴し、随意契約することとしたい。

指摘事項 単一隨契の理由が不十分である。

については入居者への指導、及びについては、適正な管理を行うこと、については、参加業者に守秘義務を課することで対応できると考える。

複数業者から機械警備の設置費及び機器の耐用年数を勘案した複数年の見積書を提出させ、総額が最低の業者と年割額で契約し、長期継続契約とすべきである。

契約名 空調設備保守点検委託契約 (佐賀県税事務所)

契約内容 空調設備の保守点検委託

契約金額 2,310,000円

隨契理由 多種多様な機器の構造、役割等を熟知していること。

配管の場所等を詳細に把握していること。

設備全体の総合的な点検、調整ができること。

部品等を迅速かつ低価格で調達できること。

として、当設備の施工業者との随意契約

指摘事項 単一隨契の理由が不十分である。

特記仕様書及び設備の工事完成図書を入札業者に事前に提示することで、業者は入札額を算定できることから、競争入札が可能である。

契約名 県税総合情報システム入力業務委託契約 (佐賀県税事務所)

契約内容 県税総合情報システムデータを端末装置を用いて入力し、データ登録を行う。

契約金額 2,369,052円

隨契理由 この業務は、民間事業者に県税情報を扱わせるもので情報保護が不可欠である。そのため個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者に対して 日本情報処理開発協会（経済産業省所管）が認証するプ

ライバシーマークの認定を受けた事業者と契約する必要がある。

本県において情報サービス分野で上記プライバシーマークの認定を受け、かつ緊急のトラブル等に迅速に対応できる県内本社所在事業者は、1者のみである。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

県内に本社がある事業者でプライバシーマークの認定を受けた事業者と単一随契しているが、県内に支店がある事業者でプライバシーマークの認定を受けた事業者が存在することから、競争性の確保が可能である。

契 約 名 県議会欧州地方海外行政視察業務委託契約 (議会事務局)

契約内容 海外行政視察に係る視察団の添乗員及び現地での通訳、ガイド等に関する業務を旅行代理店に委託

契約金額 2件(1,484,725円、1,500,925円)

随契理由 前年度から県議会議員が自ら佐賀県の課題等に照らしながら、旅行日程や視察先を選定され、大使館等への協力依頼、視察箇所への訪問依頼についても自ら取り組まれたもので、その過程において旅行代理店と随時調整して視察日程を計画されたものである。同代理店は、県との契約実績もあり、上述のとおり計画段階から関わっているため内容も熟知しており、視察先との連絡調整や視察される議員の案内、現地通訳、ガイドの手配等について十分な対応ができると思われる。よって、同代理店と契約したい。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

県内には、他にも旅行代理店は複数あり、費用の見積もりも業務受託も可能であると思われる所以、競争性を確保すべきである。

契 約 名 生徒検尿業務委託契約 (唐津東高等学校)

契約内容 生徒尿検査業務の委託

契約金額 169,890円

随契理由 生徒の尿検査という委託の性格上、唐津地区の多くの学校と契約している者との契約が有利である。また、業務上これを誠実に履行しうる者及び信頼性のある者との契約が必要である。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

同業務を履行しうる者はほかにもあるので、必要な条件を示した上で、見積合せを行うべきである。

契 約 名 平成17年度生徒尿検査業務委託契約 ( 唐津工業高等学校 )  
契約内容 生徒尿検査業務の委託  
契約金額 108,360円  
隨契理由 同上  
指摘事項 同上

契 約 名 自家用電気工作物及び非常用発電機点検業務委託契約 ( 県立病院好生館 )  
契約金額 5,565,000円  
契約内容 自家用電気工作物及び非常用発電機点検業務の委託 ( 年1回。 10月に実施 )

隨契理由 当委託業務は、当館の高圧受電設備から低圧電気設備までの管内電気設備全体の点検を実施するものであり、全館停電を必要とする。  
したがって、制約された停電時間内に的確にしかも広範囲の点検を遂行しなければならない。

また、救命救急センター等、短時間の停電でも人命に係る部署については仮設発電機からの電力供給を必要とすることから、発電機設置場所及び配線方法等について熟知しておく必要があるとともに、万一点検中に緊急事態等が発生した場合は、十分な対応をとれる体制でなければならない。

以上の条件を十分に満足し、過去の実績についても申し分ないことから、単独随意契約としたい。

指摘事項 単一隨契の理由が不十分である。  
必要な条件を満たす業者についてどのような比較検討を行った結果、1者のみであったのかを具体的、客観的に記載すべきである。

契 約 名 医事事務委託契約 ( 県立病院好生館 )  
契約内容 医事業務 ( カルテ管理業務及び院内がん登録業務を含む。 ) の委託  
契約金額 112,336,080円  
隨契理由 好生館においては、医事システムを導入し患者の待ち時間の解消に努めているところであるが、当社は、当病院の医事事務をはじめ医事電算機の機能及びシステムを熟知しており、また、患者への対応や外来各科及び各病棟の医師等医療スタッフとの連携も良好で、業務を円滑に遂行しているところである。

他の業者に委託した場合、当院の受診及び医事システムに不慣れなことによる計算誤りのための追給及び返納に伴う患者の待ち時間の増大や患者とのトラブル等が多発する恐れがある。また、委託業務の開始時には3ヶ月程度の研修期間を要した経緯があるなど、医事業務に

著しい支障を来すこととなる。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

これまでの委託先の実績を評価するとともに、他に委託した場合のトラブルの恐れを理由としているが、他に委託した場合のトラブルの発生は、推測であって客觀性に乏しい。他ではできないことを客觀的に、例えば、どの業者からも受託できないとの回答があったとか、他の病院で委託先を変えたところ大きなトラブルが生じたとか、調査の上、記載すべきである。

契約名 下水ポンプ槽点検業務委託契約 (県立病院好生館)

契約内容 下水ポンプ槽清掃・点検業務委託

契約金額 741,720円

隨契理由 本業務は、下水ポンプ槽のスクリーン清掃やポンプ、プロアー等の保守点検業務を委託するものである。

好生館は、外来及び入院患者並びに見舞客等の出入りも頻繁にあることから、緊急時には安全、確実、迅速に対応する必要があることから、過去の実績において現場を熟知している業者と随意契約したい。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

完成図書及び特記仕様書による適確な指示と監督を実施することで、競争による契約を導入できる。

契約名 臨床検査業務委託契約 (県立病院好生館)

契約内容 当病院内の検査室及び採血センターにおいて、血液学検査、生化学検査、免疫血清学検査及びこれに付随する病院からの問い合わせ対応、委託検査件数統計等処理業務を行う。

契約金額 79,002,000円

隨契理由 館内検体検査業務の一部委託については、平成15年4月から実施しているが、本業務は患者優先（迅速性、精度管理、危険回避「バックアップ体制」）の配慮が特に重要であるため、競争入札には馴染まないと考える。

15年度は、プロポーザルにより業者を選定し、委託契約を行い、16年度は、前年度の委託業務が当館の指示どおりきちんと履行されていたことから、同社と随意契約を行った。17年度も前年度同様に、委託業務の履行実績が確実であり、業務内容を熟知しているため、同社との単一随契とする。

指摘事項 単一随契の理由が不十分である。

必要な条件（例えば、迅速性、精度管理、危険回避、バックアップ体制等）を示して、競争性を確保すべきである。

また、今後プロポーザルにより業者選定する場合は、見積価格も審査項目にすることや長期継続契約にするなど検討されたい。

契 約 名	テレビ共視聴設備点検業務委託契約	( 県立病院好生館 )
契約内容	テレビ共視聴設備の点検業務委託	
契約金額	756,000円	
随契理由	本業務は、当館及び周辺のビル陰地区に設置しているテレビ共視聴設備の点検整備を委託するものであり、当設備の安定稼動を維持するためのものである。 当設備において、突発的な故障等が発生した場合、即応が要求されることから、当設備のシステム及び機器に熟知し、緊急対応が可能な当該設備の設置業者との随意契約としたい。	
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 完成図書及び特記仕様書による適確な指示と監督を実施することで、競争による契約を導入できる。	

#### ( 3 ) 資格・登録制度の拡充について

契 約 名	県立学校アスベスト粉塵濃度測定検査業務委託契約	
		( 教育庁総務課 )
契約内容	県立学校アスベスト粉塵濃度測定検査業務の委託	
契約金額	2件(129,150円、220,500円)	
随契理由	取扱店一店	
指摘事項	取扱業者の調査が不十分である。 取扱店1店として単一随契をしているが、別の所属では、同様の業務委託の場合に、ほかの2者による見積合せが行われていた。	

#### ( 4 ) 県内1者の場合の競争性確保について

契 約 名	平成17年度嘉瀬川ダム文化財調査に伴う大野遺跡4区ほか詳細遺構実測業務委託契約	( 文化課 )
契約内容	詳細遺構実測業務の委託	
契約金額	10,683,651円	
随契理由	委託契約の内容が、発掘調査により検出した遺構及び遺物を詳細に測量・実測し図化するものであるため、考古学的知識と遺構実測(測量)技術を熟知した技師が必要であるが、県内において、このような詳細遺構実測の技術を熟知した技師を有している業者は、1者のみであること。	

文化財発掘調査の遺構実測は、発掘調査の途中での実測が必要であり、発注期間内に不定期に現場での作業が必要となるため、文化課と緊密な打ち合わせが必要であり、常に相互連絡のとれる県内業者であることが望ましいこと。

当該業者は、「佐賀県建設業者施行能力等等級表」の県内建設関連業における「建設業者コンサルタント」登録業者であるとともに、唯一の「文化財調査」登録業者であること。

指摘事項 県外の業者を含めて、競争性の確保ができないか検討されたい。  
県内 1 者の場合は競争性が働くかないため、必要な条件（例えば一定の実績を有し、発注期間内に文化課の指示により不定期に現場での作業が可能など）を付した上で、競争性の確保について検討すべきである。

契約名 西九州自動車道文化財調査に伴う中原遺跡詳細遺構実測業務委託  
契約 (文化課)

契約内容 詳細遺構実測業務委託

契約金額 1,428,000 円

随契理由 同上

指摘事項 同上

契約名 吉野ヶ里跡文化財調査に伴う詳細遺構実測業務委託契約 (文化課)

契約内容 詳細遺構実測業務委託

契約金額 444,150 円

随契理由 同上

指摘事項 同上

契約名 九州新幹線文化財調査に伴う出土品実測業務委託契約 (文化課)

契約内容 出土品実測業務委託

契約金額 895,650 円

随契理由 同上

指摘事項 同上

## ( 5 ) プロポーザル契約について

契約名 原子力だより「海風つーしん」及び「別冊海風つーしん」作成業務  
委託契約 (環境課)

契約内容 原子力広報用パンフレット (50,000 部 / 1 回) を作成し、  
年 5 回及び別冊を 1 回発行する。

契約金額 4,798,500円

随契理由 県内の「印刷物」、「広告企画」等事業者7社による企画コンペを行い、企画・編集能力等を総合的に判断して決定した。

指摘事項 企画コンペにより委託業者を選定する際は、見積額も審査項目に含めることを検討されたい。  
この契約の場合、デザインの優劣が業者選定の決定的なポイントとなるといったものではないため、業者の企画・編集能力等の総合的な判断に当たり、見積額も審査項目にすることができると考える。

## 2 予定価格の算定について

### ( 1 ) 県の積算基準があるものについて

契約名 共有ファイリング・台帳管理システムの追加開発業務委託契約  
( 情報・業務改革課 )

契約内容 県が保有する情報を効率的に管理し、かつ関係担当者が情報を共有できる共有ファイリングシステム、台帳管理システムを開発導入し実証事業を行ってきたが、より一層の操作性、セキュリティ対策を追加開発する。

契約金額 14,985,600円

指摘事項 予定価格の積算に誤りがあった。

予定価格の基礎資料は、作業項目の工数に情報処理技術者（SE等）支援単価（各年度毎に別途定めてある）を乗じて積算されている。このうちプログラミングの単価については、平成17年度の単価ではなく、平成16年度の単価を適用していたため、808,605円が、過大積算となっていた。

契約名 栄養士・調理師管理システムソフトウェア保守業務委託契約  
地域健康指標データシステム保守業務委託契約 ( 健康増進課 )

契約内容 栄養士・調理師管理システムソフトウェア保守業務の委託  
地域健康指標データシステム保守業務の委託

契約金額 2件(189,000円、188,748円)

指摘事項 契約額が、県の積算単価である情報処理技術者支援単価に比べて割高な契約となっていた。

契約に当たっては、県の積算単価等を調査のうえ、業者と交渉を行い適正な価格で契約を締結すべきである。

### ( 2 ) 県の積算基準がないものについて

契約名 緊急時医療施設内測定機器保守点検業務委託 ( 医務課 )

契約内容 放射線測定機器の保守点検業務委託

契約金額 1,250,000円

指摘事項 予定価格の算定で検討を要するものがあった。

前年度の契約実績に基づき、作業員の交通費・日当・宿泊費、諸経費等が算定されているが、その根拠が明確でなかった。

業者から事前の参考見積の徵取や類似事業の状況調査を実施するなど、算定根拠を明確にする必要がある。

作業員単価を日額 90,000円(月額 180万円)で算定されている

が、同課が別に発注している委託業務の積算単価では、国の部長級企画調査員日額 61,800 円、医師の企画調査員日額 80,000 円で算定されている。

点検用測定機器の損料が算定されているが、測定機器は点検業者の必須備品であることから、測定機器の経費を委託料に転嫁するとしても、測定機器全額の損料を積算に反映するのは不適当である。

契 約 名 X線直接撮影装置定期点検業務委託契約 (鳥栖保健福祉事務所)

契約内容 X線直接撮影装置の点検業務委託

契約金額 168,000 円

指摘事項 見積書の記載で、価格の検証ができるよう検討するものがあった。

予定価格調査の作成を省略できる契約で、見積書に「1式」としか記載がないため、積算内訳が把握できなかった。価格の検証ができるよう詳細内訳のある見積書を収取する必要がある。

契 約 名 自動現像機定期点検業務委託契約 (鳥栖保健福祉事務所)

契約内容 自動現像機の点検業務委託

契約金額 257,040 円

指摘事項 同上

契 約 名 オートカセット(フィルム自動送り)点検業務委託契約

(鳥栖保健福祉事務所)

契約内容 オートカセットの点検業務委託

契約金額 163,800 円

指摘事項 同上

契 約 名 警察本部無停電電源装置保守点検業務委託契約 (警察本部会計課)

契約内容 無停電電源装置の定期点検と年間保守業務の委託

契約金額 919,800 円

指摘事項 同上

### 3 隨意契約の効果について

#### (1) 隨意契約業務の限定について

契 約 名	佐賀県情報系ネットワーク運用管理業務委託契約 (情報・業務改革課)
契約内容	情報系ネットワーク運用管理業務の委託
契約金額	18,322,500円
隨契理由	競争入札の場合、本県ネットワーク構成や不正アクセス等を規制するファイアウォールや侵入検知システムの機器の設定情報等を仕様書として、入札等に参加する業者に提示する必要があるが、これらの情報は、本県情報系ネットワークの根幹をなす部分であり、委託業者以外に提示することはセキュリティ上好ましくない。
指摘事項	単一隨契の理由と矛盾して再委託が行われていた。 「本県情報系ネットワークの根幹をなす部分であり、委託業者以外に提示することはセキュリティ上好ましくない。」とする一方、業務の再委託を認めており、矛盾した取扱いがなされている。
契約名	(農道台帳関係)
	平成17年度中山間地域総合整備事業委託契約 太良地区
	契約金額 1,050,000円 (鹿島農林事務所)
	金立東部地区県営圃場整備事業委託契約 (佐賀中部農林事務所)
	契約金額 5,460,000円
	東山田地区一般農道整備事業委託契約 (佐賀中部農林事務所)
	契約金額 2,100,000円
契約内容	農道台帳の作成業務委託
外業	平面測量、水準測量、平面図作成
内業	農道台帳調書作成
隨契理由	農道台帳の作成及び管理は、農道延長が普通交付税の算定基礎数値として用いられることから、一貫した体制のもと、統一的に実施することが重要であり、当団体は、農道台帳の作成実績が多く、本地区内においてもその能力を有効に発揮し、良好な成果が期待できる。
指摘事項	競争に付すべき業務を併せて単一隨契を行っていた。 A連合会は、外業部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A連合会との単一隨契は、内業部分のみとすべきである。 県土づくり本部においては、A連合会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

契約名 (道路台帳関係)

ダム東部線地方道路交付金(代行)委託契約

(単道交代第 0190010-002 号) (佐賀土木事務所)

契約金額 999,600 円

国道 500 号交通安全施設等整備委託契約 (鳥栖土木事務所)

契約金額 1,554,000 円

北茂安三田川線外 道路台帳整備委託契約 (鳥栖土木事務所)

契約金額 1,890,000 円

古枝肥前浜停車場線地域振興特別道路整備委託契約

(単道地振第 0130283-004 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 2,919,000 円

嬉野塩田線交通安全施設等整備委託契約

(道特交安第 0120028-009 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 3,885,000 円

国道 207 号道路改良委託契約

(道改 2B 第 0112207-014 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 1,743,000 円

契約内容 道路台帳の作成・修正業務委託

外業

・4 級基準点測量

・道路台帳の作成・修正(縮尺 1/500 の現地測量を実施)

内業

・データシート作成(道路現況作成要領に基づいて作成)

・法定手続き(道路現況作成要領に基づいて作成)

・道路敷地台帳図の作成(道路現況作成要領に基づいて作成)

随契理由 道路台帳は、全県的に均一性の高い精度と整合性が要求され、対象物に関するデータの管理、保管、蓄積までを一元的に集中管理することが要求される。

指摘事項 競争に付すべき業務を併せて単一随契を行っていた。

A 協会は、外業(基準点測量・平面測量)部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A 協会との単一随契は、内業部分のみとすべきである。

県土づくり本部においては、A 協会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

契約名 (路面性状調査関係)

佐賀外環状線外道路保全(舗装補修)委託契約(路面性状調査)

(単道保舗第 9912010-001 号) (神埼土木事務所)

契約金額 4,263,000 円

嬉野山内線他(管内一円)道路保全(舗装補修)委託契約

	( 単道保舗第 9917010-001 号 )	( 武雄土木事務所 )
	契約金額 4 , 9 5 6 , 0 0 0 円	
	佐世保嬉野線他路面性状調査委託契約	
	( 単道保舗 9918010-001 号 )	( 鹿島土木事務所 )
	契約金額 3 , 0 6 4 , 9 5 0 円	
契約内容	道路の路面性状（ひびわれ、わだち掘れ、平坦性）を再調査し、その情報を前回の調査結果（平成 13 年度）と比較検討し、今後の維持補修工事の効率的・計画的な活用に資するための資料を作成する。	
外業	路面調査 独立行政法入土木研究所の検査を受けた路面計測車により、対象道路の下り 1 車線について路面性状を測定し、舗装の維持管理指数として用いている MCI 値を求め、予測式による破損予測等をとりまとめる。	
内業	道路管理システムのデータ更新 市販ソフトに路面調査により得た調査結果や情報（カーナビ用マップ、当該道を撮影したビデオ映像等）を入力する。	
随契理由	道路台帳を利用したデータ作成（区間距離、構造物の有無等）が必要で、調査後においても、過去の修繕工事等による路面性状の変化を確実に更新し、前回の調査結果と比較検討を行わなければならない。 このためには、県の道路に関するデータの作成、管理、保管、蓄積・更新、解析にかかる業務について、一元的に集中管理する必要があり、全県的に均一性のある高い精密度と全県的な整合性が要求される。	
指摘事項	競争に付すべき業務を併せて単一随契を行っていた。 A 協会は、外業（路面調査）部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A 協会との単一随契は、内業部分のみとすべきである。 県土づくり本部においては、A 協会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。	

## （ 2 ）継続事業について

契 約 名	管理ダム気象観測設備保守点検契約ほか 6 件 ( 西部地区ダム事務所 )
契約内容	県管理ダム設備保守点検委託ほか 6 件
契約金額	6 , 8 2 5 , 0 0 0 円ほか 1 5 , 7 7 2 , 0 5 0 円
指摘事項	契約時期が適切でない（遅延）ものがあった。 長年継続して設置業者と単一随契を行っていることから、契約事務が疎かとなり、年度当初に契約を締結すべきものを、7 月以降に締結

していた。適確にダムが機能できるよう早期に契約締結すべきである。

また、特記仕様書において、契約時期が遅れることから、保守点検の範囲を、次年度の契約締結までの間に発生する異常時の点検及び保守までとしていた。

#### 契 約 締 結 状 況

委託業務名	契約金額	契約時期	業者名
11管理ダムの気象 観測設備保守点検	6,825,000	10月18日	A業者
本部ダム管理設備 保守点検	2,932,650	7月12日	B業者
深浦ダム管理設備 保守点検	1,394,400	7月13日	C業者
岩屋川内ダム管理設備 保守点検	4,095,000	9月5日	D業者
有田ダム管理設備 保守点検	4,200,000	8月3日	E業者
竜門ダム取水放流設備 保守点検	1,470,000	9月8日	F業者
都川内ダム管理設備 保守点検	1,680,000	7月19日	G業者
計	22,597,050		

契 約 名 中山間地域総合整備事業工事請負契約 太良地区  
(鹿島農林事務所)

契約内容 地域活性化施設新築工事

契約金額 15,346,800円

指摘事項 債務負担行為の設定による経費の節減を図るよう検討されたい。

工事概要は施設の建築工事で、前年度から2ヶ年にわたる工事であることは確定していたものであり、前年度に債務負担行為を行うことで、建築工事費すべての額で入札を行い、前年度との合算契約を行つていれば、共通経費や仮設工事費等で節減ができたと考える。

契約名 農業大学校給食調理業務委託契約 (農業試験研究センター)

契約内容 当大学校又は分校の食堂及び調理室において、指定する器材、器具を用いて年間を通し、朝、昼、夕の献立を作成のうえ給食・配膳を行う。

本校 130人分以内、果樹分校 7人分以内、畜産分校 9人分以内

契約金額 14,133,000円

随契理由 本校及び分校に通学する生徒に年間を通して、確実に給食業務を履行できること。  
また、停電や不慮の事故等で学校給食施設が使用できない場合は、直ちに対応ができるここと。なおかつ、県関係機関の調理業務実績があり信用できること。

以上により、本校の調理業務委託の経験者である2業者を選定し、見積書を徴し決定した。

指摘事項 発注方式について検討されたい。  
3校が地理的に離れている中、果樹分校及び畜産分校の生徒数が減少したこと、一食当たりコストが本校と分校では数倍の格差があること、給食業者は他にもいること等、給食開始当時と比べ状況が変化しているので、一括発注と分割発注のコスト比較を行い、発注方式を検討されたい。

#### 4 その他個別分野における随意契約について

##### ( 1 ) 情報システム関係について

契 約 名	指定事業者等管理・情報提供システム改修等業務委託契約 ( 長寿社会課 )
契約内容	指定事業者等管理・情報提供システムの改修等業務委託
契約金額	4 , 2 8 4 , 0 0 0 円
隨契理由	本システムは、平成 10 年度に A 社が開発しており、その後の制度改正による改修や毎年の保守管理については、システム内容を熟知している A 社に委託してきている。  今回の改修は、介護保険の制度創設後初めての医療保険との同時改定であり、新たな介護保険サービスの種類の追加や、市町村が新たに指定・監督を行うこととなるサービスとの情報連携など複雑多岐にわたる改修が必要である。このため、現在運用しているシステム内容を把握しているとともに、介護保険制度を熟知しており、かつ制度改正内容を詳細に理解できる A 社しか行えない。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。  システムの内容や介護保険制度等を熟知していることが理由であるなら、県が仕様書や資料を示すことにより、他の業者も受託可能であると思われる。  单一随契の理由は、情報・業務改革課と協議の上、具体的、客観的に記載すべきである。

##### ( 2 ) 設備類の保守点検委託について

契 約 名	電話交換設備購入契約 ( 小城高等学校 )
契約内容	電話交換設備一式の更新
契約金額	8 1 9 , 0 0 0 円
指摘事項	機器類の調達に際し、保守点検経費を含めた契約方法の検討をするものがあった。  今回の設備更新は、次年度以降に保守点検が必要であるため、今後の設備導入に際しては、設備機器の更新経費（備品購入費）と併せて設備の耐用年数に応じた保守契約料（委託料）の総額を含めて、トータルの価格で業者選定をすることを検討されたい。

契 約 名	電話交換設備購入契約	( 牛津高等学校 )
契約内容	同上	
契約金額	693,000 円	
指摘事項	同上	
契 約 名	電話交換設備購入契約	( 鳥栖高等学校 )
契約内容	同上	
契約金額	808,500 円	
指摘事項	同上	

### ( 3 ) 公益法人との契約について

契 約 名	知の拠点づくり検討情報収集業務委託契約 ( 政策監グループ )
契約内容	ホームページ等の検索を通じて、予め長期的科学技術、学術振興計画等を有している県を抽出し( 最大 30 県 ) 計画書等の提供を電話及び文書により依頼し収集する。 県と協議のうえで類型化の方法を決定し、それに沿って収集資料を分類・整理したうえで提出する
契約金額	420,000 円
随契理由	A 協会は、九州を代表するシンクタンクとして各種受託調査、九州経済白書、九州経済調査月報の発行等を行っているが、特に産学官連携や新産業創出に関するテーマに重点的に取り組んでおり、本年刊行された九州経済白書( 地方発新規事業への挑戦 )など、この分野の国や県からの受託研究の実績が多い。 知の拠点づくりの検討のための資料を収集、分析、類型化するに当たっては、佐賀県における将来の成長産業分野を探る必要があり、このためには九州全体の視点からの分析が必要であるが、九州全体の社会経済に関する総合調査を行い、かつ産業動向分析等に顕著な実績をもつ団体は他にはなく、A 協会に委託することが適当であると考える。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 委託契約書には、上記業務を実施するに当たり、九州全体の視点からの分析を行うよう指示がされていない。 また、そのような視点からの分析が必要であったとしても、他のコンサルタントには実施できないことが客観的に記載されていない。

契約名	平成17年度佐賀県人口減少対策基礎調査業務委託契約 (政策監グループ)
契約内容	<p>モデルケース</p> <p>佐賀市の中心市街地、基山町けやき台団地の2030年の人口・世帯の将来推計</p> <p>県内の有識者・団体の意向調査</p> <p>有識者・団体の選定、インタビュー(10名) アンケート(30名)</p>
契約金額	735,000円
随契理由	<p>コーホート要因法による人口推計システムを保有しており、また、有識者・団体の意向調査における質問項目の設定等においては、人口減少問題に係る研究の蓄積が必要</p> <p>佐賀市、基山町の人口世帯数を入手する必要があり、そのためには、市町の連携・協力が得られる機関である必要</p> <p>県内有識者・団体の選定に当たっては、各分野のオピニオンリーダーから選び協力してもらう必要があるが、そのためには普段から協力関係（人脈）を構築している機関である必要</p>
指摘事項	<p>単一随契の理由が不十分である。</p> <p>A協会が他のコンサルタントと比べて、特に人口推計において優れているということが客観的に記載されていない。</p> <p>A協会でないと市町の連携・協力が得られないことが客観的に記載されていない。</p> <p>オピニオンリーダーの人選は、県と協議の上決めていくべきものである。</p>

契約名	平成17年度介護支援専門員現任研修事業委託契約（長寿社会課）
契約内容	介護支援専門員現任研修の委託
契約金額	3,990,000円
随契理由	<p>A連合会は、佐賀県介護支援専門員協議会を構成団体の一つとしていることから、介護支援専門員の業務内容、置かれている状況、課題等について十分な理解を有している。</p> <p>A連合会は、県内特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護支援事業者等介護保険サービスを提供する施設・事業者等関係団体を構成員とする団体であり、介護保険制度に対する正確な理解を有している。</p> <p>A連合会は、県内特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護支援事業者等介護保険サービスを提供する施設・事業者等関係団体を構成員とする団体であり、当該団体職員に対する介護保険に</p>

	関する研修会・講演会等を実施しており、研修実施において十分なノウハウを有している。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 他の団体では実施できないのかを十分に調べた上で、実施できるのであれば、入札、見積合わせを行うべきであり、できる団体がないのであれば、その旨具体的、客観的に記載すべきである。
契 約 名	平成17年度介護支援専門員実務研修事業委託契約（長寿社会課）
契約内容	介護支援専門員実務研修の委託
契約金額	1,886,000円
隨契理由	A協議会は、県の指定を受けた介護支援専門員実務研修受講試験の実施機関であり、受講者の選定事務については、その情報を活用等、同協議会の協力なくしては非常に困難である。 A協議会は、訪問介護員養成研修に取り組む等研修事業を行っており、研修に係る職員体制や研修ノウハウを有している。 A協議会は、介護・福祉分野においても十分な活動実績があり、組織も確立された信頼のおける団体である。
指摘事項	同上
契 約 名	感染症発生動向調査病原体採取等業務委託契約(衛生薬業センター)
契約内容	病原体定点医療機関（県内25病院）で採取した検査病原体を衛生薬業センターまで搬送する業務の委託
契約金額	2,226,000円
隨契理由	県内の検査機関の中で公益的に検査を実施しているのは、A会のみである。 県内全域を対象として検査を実施しているのはA会のみである。
指摘事項	单一随契の理由が不十分である。 理由として、A会が検査を実施していることを掲げているが、委託業務は搬送業務であり、検査業務ではない。 例えば、一般の宅配業者では対応できない理由等、具体的に記載すべきである。
契 約 名	平成17年度県営経営体育施設整備事業委託契約 塩田東部地区 (鹿島農林事務所)
契約内容	水路の路線測量、農業用用排水路設計の委託
契約金額	5,124,000円
隨契理由	委託予定地区では、前年度から今年度にかけて別途、塩田町が発注した測量委託をA連合会が受注しているため、A連合会は、当地域の

自然状況等を把握しており、また、地元関係者と良好な関係を構築していることから、短期間で優れた品質の成果品を得ることができる。

指摘事項　　単一随契の理由が不十分である。  
測量・設計業務であり、民間コンサルタント会社で対応可能な事業である。  
　　県土づくり本部においては、A連合会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

契約名　　ため池等整備事業　瀬戸山地区　委託2号契約（唐津農林事務所）  
　　契約金額　5,040,000円  
ため池等整備事業　木場前地区　委託2号契約（唐津農林事務所）  
　　契約金額　4,095,000円  
ため池等整備事業　湯野尾上地区　委託2号契約（唐津農林事務所）  
　　契約金額　4,200,000円  
契約内容　　測量業務（基準点、路線、平面、仮BM【水準点】測量）  
　　設計業務（ため池堰堤部分）  
隨契理由　　A連合会は、現地の自然、社会、経済状況に精通し、施設維持管理の実績、農業農村整備事業の実施状況を熟知している。  
　　本地区は、昨年度にA連合会が地元市町から業務委託を受け、事業採択に向けた事業計画書（概要設計）の作成業務を行っており、その実績を有効に活用できると判断される実施設計業務であり、また、事業計画の作成に際して地元関係者と良好な関係を構築しており、短期間で優れた良質の成果品を得ることができることから随意契約したい。  
指摘事項　　同上

契約名　　（農道台帳関係）（再掲）  
　　平成17年度中山間地域総合整備事業委託契約　太良地区  
　　契約金額　1,050,000円　（鹿島農林事務所）  
　　金立東部地区県営圃場整備事業委託契約　（佐賀中部農林事務所）  
　　契約金額　5,460,000円  
　　東山田地区一般農道整備事業委託契約　（佐賀中部農林事務所）  
　　契約金額　2,100,000円  
契約内容　　農道台帳の作成業務委託  
　　外業　　平面測量、水準測量、平面図作成  
　　内業　　農道台帳調書作成  
隨契理由　　農道台帳の作成及び管理は、農道延長が普通交付税の算定基礎数値として用いられることから、一貫した体制のもと、統一的に実施する

ことが重要であり、当団体は、農道台帳の作成実績が多く、本地区内においてもその能力を有効に発揮し、良好な成果が期待できる。

**指摘事項** 競争に付すべき業務を併せて単一随契を行っていた。

A連合会は、外業部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A連合会との単一随契は、内業部分のみとすべきである。

国土づくり本部においては、A連合会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

**契約名** (道路台帳関係)(再掲)

ダム東部線地方道路交付金(代行)委託契約

(単道交代第 0190010-002 号) (佐賀土木事務所)

契約金額 999,600 円

国道500号交通安全施設等整備委託契約 (鳥栖土木事務所)

契約金額 1,554,000 円

北茂安三田川線外 道路台帳整備委託契約 (鳥栖土木事務所)

契約金額 1,890,000 円

古枝肥前浜停車場線地域振興特別道路整備委託契約

(単道地振第 0130283-004 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 2,919,000 円

嬉野塩田線交通安全施設等整備委託契約

(道特交安第 0120028-009 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 3,885,000 円

国道207号道路改良委託契約

(道改2B 第 0112207-014 号) (鹿島土木事務所)

契約金額 1,743,000 円

**契約内容** 道路台帳の作成・修正業務委託

**外業** ・4級基準点測量

・道路台帳の作成・修正(縮尺 1/500 の現地測量を実施)

**内業** ・データシート作成(道路現況作成要領に基づいて作成)

・法定手続き(道路現況作成要領に基づいて作成)

・道路敷地台帳図の作成(道路現況作成要領に基づいて作成)

**随契理由** 道路台帳は、全県的に均一性の高い精度と整合性が要求され、対象物に関するデータの管理、保管、蓄積までを一元的に集中管理することが要求される。

**指摘事項** 競争に付すべき業務を併せて単一随契を行っていた。

A協会は、外業(基準点測量・平面測量)部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A協会との単一随契は、内

業部分のみとすべきである。

県土づくり本部においては、A協会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

契約名	(路面性状調査関係)(再掲)
	佐賀外環状線外道路保全(舗装補修)委託契約(路面性状調査) (単道保舗第9912010-001号) (神埼土木事務所) 契約金額 4,263,000円
	嬉野山内線他(管内一円)道路保全(舗装補修)委託契約 (単道保舗第9917010-001号) (武雄土木事務所) 契約金額 4,956,000円
	佐世保嬉野線他路面性状調査委託契約 (単道保舗9918010-001号) (鹿島土木事務所) 契約金額 3,064,950円
契約内容	道路の路面性状(ひびわれ、わだち掘れ、平坦性)を再調査し、その情報を前回の調査結果(平成13年度)と比較検討し、今後の維持補修工事の効率的・計画的な活用に資するための資料を作成する。
外業	路面調査 独立行政法人土木研究所の検査を受けた路面計測車により、対象道路の下り1車線について路面性状を測定し、舗装の維持管理指数として用いているMCI値を求め、予測式による破損予測等をとりまとめる。
内業	道路管理システムのデータ更新 市販ソフトに路面調査により得た調査結果や情報(カーナビ用マップ、当該道を撮影したビデオ映像等)を入力する。
随契理由	道路台帳を利用したデータ作成(区間距離、構造物の有無等)が必要で、調査後においても、過去の修繕工事等による路面性状の変化を確実に更新し、前回の調査結果と比較検討を行わなければならない。 このためには、県の道路に関するデータの作成、管理、保管、蓄積・更新、解析にかかる業務について、一元的に集中管理する必要があり、全県的に均一性のある高い精密度と全県的な整合性が要求される。
指摘事項	競争に付すべき業務を併せて单一随契を行っていた。 A協会は、外業(路面調査)部分を民間会社に再委託していることから、外業部分は切り離し、A協会との単一随契は、内業部分のみとすべきである。 県土づくり本部においては、A協会との契約のあり方について見直し、方針を定め、各所属に徹底されたい。

## 随意契約に関する法令等について

### 地方自治法

#### ( 契約の締結 )

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 ~ 6 略

### 地方自治法施行令

#### ( 随意契約 )

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

#### 佐賀県財務規則

##### ( 随意契約によることができる予定価格の額 )

第101条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 一 工事又は製造の請負       | 250万円 |
| 二 財産の買入れ          | 160万円 |
| 三 物権の借入れ          | 80万円  |
| 四 財産の売払い          | 50万円  |
| 五 物権の貸付け          | 30万円  |
| 六 前各号に掲げるものの以外のもの | 100万円 |

( 委託契約、役務提供契約等 )

- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納品に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

例

地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。  
外国で契約を締結するとき。  
国又は他の地方公共団体、その他の公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人と直接契約を締結するとき。  
試験のための工作及び製造をさせ、又は物品の買入れをするとき。  
運送又は保管をさせるとき。  
農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるもの生産に係る物品を売り払うとき。  
学術又は技芸の保護奨励のため必要な物権を売り払い、又は貸し付けるとき。  
公債、証書、債券又は株券の買入れ又は売払いをするとき。  
土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、又は貸し付けるとき。  
非常災害があった場合において、罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。  
銘柄を指定した物品の販売先が一業者のみで競争により買い入れることができないとき。

- 三 障害者施設で製作された物品を買い入れる場合又はシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合（略記）

- 四 知事の認定した業者が生産した新商品を買い入れる場合（略記）

- 五 緊急の必要により競争入札ができない場合（略記）

例

災害時において競争入札による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合

- 六 競争入札に付することが不利な場合（略記）

例

一般競争入札に付するときは、不信用又は不誠実の者が参加し、かえって県が損害を被るおそれがあるとき。  
現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約できる場合（略記）

例

物品購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に保有し、しかも他の業者が保有している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格で購入できる場合

八 競争入札に付し入札者がいない場合、又は落札者がいない場合（略記）

九 落札者が契約を締結しない場合（略記）

2～4 略

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（随意契約）

第10条 特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

- 一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 二 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合

四～六 略

2 略

注 特定調達契約とは、予定価格が総務大臣の定める額以上である物品等又は特定役務の調達のため締結される契約をいう。

注 総務大臣の定める額とは、下記の区分に応じ下記に掲げる額をいう。

- ・物品等の調達契約 3,200万円
- ・特定役務のうち建設工事の調達契約 24億3,000万円
- ・特定役務のうち建築のためのサービス、  
エンジニアリング・サービスその他の  
技術的サービスの調達契約 2億4,000万円
- ・特定役務のうち右記以外の調達契約 3,200万円

注 特定役務とは、次に掲げるサービスに係る役務をいう。

- ・建設工事
- ・自動車の保守及び修理のサービス
- ・モーターцикл（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス
- ・その他の陸上運送サービス
- ・運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
- ・海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
- ・航空運送サービス
- ・貨物運送取扱いサービス
- ・クーリエ・サービス
- ・電気通信サービス
- ・電子計算機サービス及び関連のサービス
- ・市場調査及び世論調査のサービス
- ・建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
- ・広告サービス
- ・装甲車による運送サービス
- ・建築物の清掃サービス
- ・出版及び印刷のサービス
- ・金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- ・汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス